

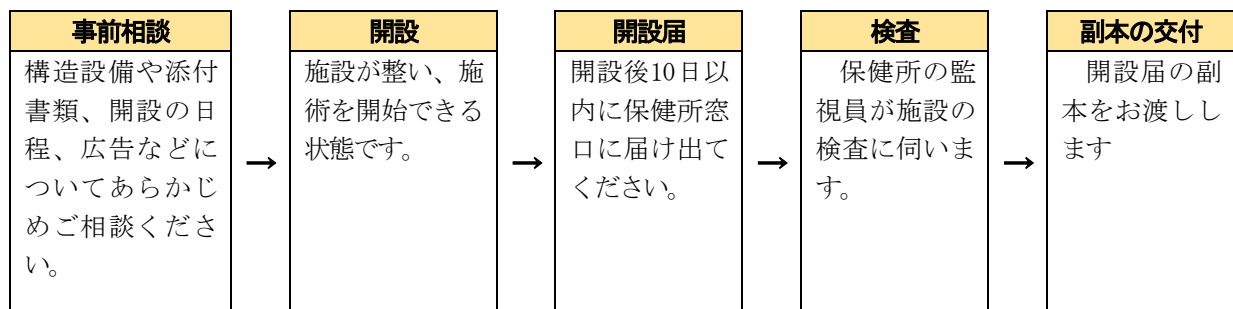
施術所開設の手引き

＜鳥取市保健所＞

この手引きでは、あん摩、マッサージ、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

1 開設届

(1) 開設のながれ



(2) 施術所開設届

施術所を開設した場合は、「施術所開設届」を開設後10日以内に保健所へ提出してください。

＜注意＞業務の種類によって、様式が異なりますのでご注意ください

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届		1	柔道整復とあんま・はり・きゅうでは様式が異なります。 保健所の窓口で配布している他、鳥取市のホームページからダウンロードできます。 <u>※副本の交付を希望される場合は2部ご提出ください。</u>
添付文書	業務に従事する施術者の免許証の写し	1	従事する施術者全員の免許証原本と写しを持参してください（原本と照合します）。
	施術所の平面図	1	ベッド、機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	周辺地図	1	インターネット等から取得して赤印してください。

※出張専門を開始する場合は、本手引き最終ページをご覧ください。

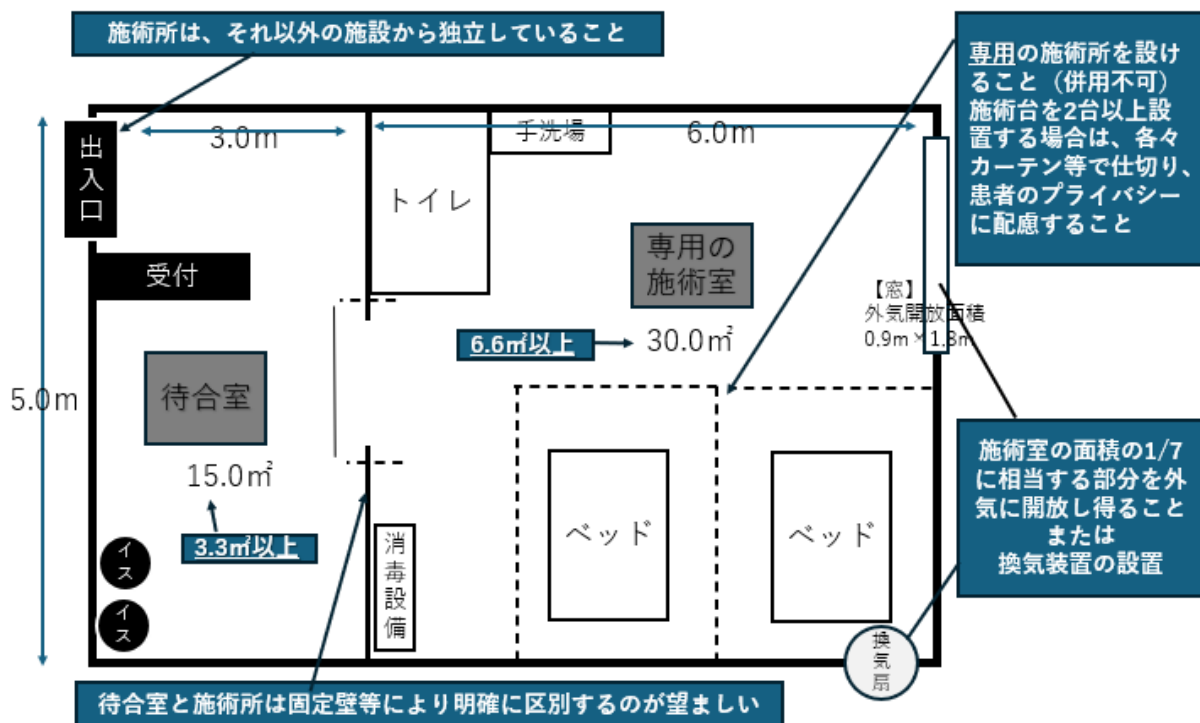
2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第25条及び柔道整復師法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

- 1 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3㎡以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときにはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

※はりをする場合には、オートクレープ・乾熱滅菌器等を設置すること。但し、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。

(平面図例)



＜あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合＞

「あんま・はり・きゅう」と「柔道整復」それぞれ開設届が必要です。
その場合には、下記の事項に注意してください。

- 1 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの施術室が必要です。
- 2 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が一人で施術する場合、施術室は兼ねてもよい。
- 3 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共有することはやむをえない。

※施術室内で他の医業類似行為を行うことはできません(整体・カイロなど)。

3 衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第26条及び柔道整復師法施行規則第19条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光・照明及び換気を十分行うこと。

4 あはき・柔整広告ガイドラインについて

重要

令和7年2月18日に「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）」が策定されました。広告を行う際はガイドラインを遵守し、適切な広告をお願いします。

あはき・柔整広告ガイドライン →



（１）名称に関する規制

医療法、医師法、薬事法、あはき法、柔整法等その他の法律に低触するような名称は使用できません。

現在 <u>使用できない</u> 「施術所名称」(例)	
医療機関と誤解する恐れのあるもの	〇〇治療院（〇〇鍼灸治療院は可）、〇〇クリニック、 〇〇療院、メディカル〇〇、リハビリ〇〇 など
民間療法と紛らわしいもの	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、 コンディショニング、サポート など
提供する施術業態が混ざっているもの	〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 など
対象者を限定するもの	レディース、スポーツ、美容、〇〇専門など
施術内容、技能、方法を含むもの	漢方、東洋医学、温鍼、美容鍼灸 など
施術所と分かりにくいもの	〇〇堂、〇〇サロン、〇〇センター など

（２）広告に関する規制

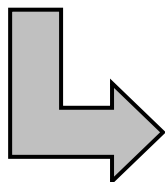
※届出後に、広告不可事項があった場合、看板の修正等をお願いすることになりますので、看板等の記載事項については、なるべく事前にご相談ください。

現在 <u>使用できない</u> 文言(例)	
各種保険取扱	交通事故取扱 労災保険取扱 自賠責保険取扱 など取り扱いの有無
肩こり	腰痛 骨盤矯正 根本治療 など適応となる症状・効果
痛くない	骨盤矯正 電気療法 初回〇〇円 オススメ 〇〇法 など技能・施術方法料金
診療時間	診察日 休診日 往診 初診再診 診察 医療機関と紛らわしい表現
〇流接骨術	〇学会会員 〇認定トレーナー など施術者の経歴や資格など

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第7条1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項



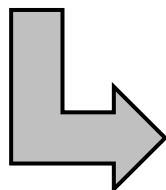
【厚生労働大臣が指定する事項】

- 1 もみりようじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びに氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項



【厚生労働大臣が指定する事項】

- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車施設に関する事項

※ 広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項）

5 開設後の手続き

(1) 施術所開設届出事項変更届出書

開設届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に、「施術所開設届出事項変更届出書」を提出してください。

※受付印を押した副本の交付を希望される場合は、2部ご提出ください。

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届出事項変更届出書		1	変更事項を記入してください。 ※柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。
添付書類	施術所の名称を変更したとき	/	看板等の広告物も同時に変更してください。
	業務種類	/	(例) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 ⇒ はり師、きゅう師 など
	構造設備の変更のとき	1	変更前、変更後の図面を添付してください。 ※ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	従事者の変更のとき	1	変更前、変更後の従事者を記入してください。 ※新たに業務に従事することとなった施術者の免許証原本と写しを持参してください（原本と照合します）。

(2) 施術所休止（廃止・再開）届（施術所を廃止等する時）

施術所を休止（廃止・再開）した場合は、休止（廃止・再開）後10日以内に、「施術所休止（廃止・再開）届出書」を提出してください。

ただし、休止する場合は、適当と認められた場合のみとします。

（認められる例：施術者の病気休養、長期研修の参加 など

認められない例：施術者が退職したことによる施術者不在 ⇒ この場合は廃止届となります。）

提出書類	部数	注意事項
施術所休止（廃止・再開）届出書	1	保健所の窓口で配布している他、鳥取市のホームページからダウンロードできます。 ※副本の交付を希望される場合は2部ご提出ください。 ※柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。
添付文書なし	/	

6 出張専門業務（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師のみ）

① 出張専門業務開始届出書

出張のみによってその業務に従事する場合は、「出張専門業務開始届出書」を開始後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
出張専門業務開始届出書		1	保健所の窓口で配布している他、鳥取市のホームページからダウンロードできます。 ※副本の交付を希望される場合は2部ご提出ください。
添付文書	業務に従事する施術者の免許証の写し	1	従事する施術者の免許証原本と写しを持参してください（原本と照合します）。

② 市内滞在業務届出書

住所地が鳥取県鳥取市の区域外にあるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が鳥取市の区域内に滞在して業務を行おうとする場合は、「市内滞在業務届出書」を事前に保健所へ提出してください。

住所地が鳥取県の区域外にあるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が鳥取県東部4町の区域内に滞在して業務を行おうとする場合は、「県内滞在業務届出書」を事前に保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
市内滞在業務届出書		1	保健所の窓口で配布している他、鳥取市のホームページからダウンロードできます。 ※副本の交付を希望される場合は2部ご提出ください。
添付文書	業務に従事する施術者の免許証の写し	1	従事する施術者の免許証原本と写しを持参してください（原本と照合します）。

③ 出張専門業務休止（廃止・再開）届出書

出張業務を休止（廃止・再開）した場合は、休止（廃止・再開）後10日以内に、「出張専門業務休止（廃止・再開）届出書」を提出してください。

提出書類		部数	注意事項
出張専門業務休止（廃止・再開）届出書		1	保健所の窓口で配布している他、鳥取市のホームページからダウンロードできます。 ※副本の交付を希望される場合は2部ご提出ください。
添付文書なし			

※受付印を押した副本の交付を希望される場合は、2部ご提出ください。